

「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」の保険料の納め方について

～ 保険料の納付は7月から、年金からの天引きは10月から始まります～

長寿医療制度では、被保険者（75歳以上の方および、65歳以上で一定の障害があり埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）全員に保険料負担があります。これまで加入していた医療保険ではなく、埼玉県後期高齢者医療広域連合に保険料を納めることになります。詳しくはお尋ねください。

平成20年度の保険料の徴収方法

保険料額は、平成19年中の所得の申告を基に算定し、7月上旬にお知らせします。長寿医療制度加入の前日に被用者保険の被扶養者だった方は、平成20年度は4月から9月の保険料がかからないため、保険料の納付は10月からとなります。

●特別徴収（年金からの天引き）

年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と合わせた保険料が年金額の2分の1以下の方が対象となります。市では、平成20年度の特別徴収を10月から行います。7月・8月・9月は、7月上旬に市が送付する納付書での納付（普通徴収）、10月・12月・2月は年金からの天引きとなります。

平成21年度からは、4月～翌年2月の偶数月（年6回）に天引きになります。

●普通徴収（特別徴収以外の方）

7月上旬に市が送付する納付書で納付します（口座振替を利用できます）。

平成20年度における保険料額の計算式

均等割（42,530円）＋所得割（平成19年中の所得－基礎控除33万円）×7.96%×（加入月数／12）

保険料の軽減措置があります

①被用者保険の被扶養者だった方

これまで保険料がかかっていなかった被用者保険の被扶養者の方については、平成20年度は保険料負担の凍結措置により、4月から9月までは保険料がかかりません。10月から来年3月までは所得割がかからず、均等割が9割軽減されます（4月から加入した場合、今年度の保険料は年額2,120円となります）。

来年度以降は、制度加入から2年間、均等割が5割軽減されます。

②低所得世帯の方

世帯所得（平成20年4月1日時点で世帯が同じである被保険者および世帯主の、平成19年中の所得の合計）により、均等割の7割・5割・2割の軽減があります。

*軽減措置には、申請手続きは不要です。ただし、平成19年中に所得がなかった方についても、申告していないと所得が正しく算定できず、軽減措置の対象にならないことがあります。平成19年度の申告状況を基に申告が必要と思われる方には、「平成20年度市民税・県民税申告書」をお送りしています。まだ申告が済んでいない方は、医療助成課（本庁舎2階）に提出してください。

「老人保健医療受給者証」をお返しください

「後期高齢者医療被保険者証」が届いた方は、医療助成課または出張所・連絡所に「老人保健医療受給者証」をお返しください。

問い合わせ…医療助成課・TEL224-5842

「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」の創設に伴う 自立支援医療（精神通院）の変更について

4月1日から長寿医療制度が創設されたことに伴い、自立支援医療（精神通院）を受給している方の中で、医療保険の加入範囲で定めている「世帯」の見直しが行われる方がいます。

本人または世帯の方が長寿医療制度に加入し（本人および世帯の方いずれも加入した場合を含む）、市・県民税が課税されている世帯の場合は、自立支援医療費の自己負担限度額が減額されることがあります。そのためには手続きが必要です。詳しくはお尋ねください。

問い合わせ…保健予防課・TEL227-5102



Duet

デュエット

広報川越へのご意見・ご感想を
紹介するコーナーです

あて先〒350-8601川越市役所広報室「デュエット係」▼ファク
ス№225-2171▼Eメール№kono@city.kawagoe.saitama.jp
*必ず住所・氏名・年齢・電話番号をご記入ください。
*匿名・ペンネーム希望の場合は、その旨を明記してください。

一月十日の川越広報に、
一 小江戸のならわし・松返しと云う昔のお正月の行事の記事を読み、忘れていた今から五十年前の事を思い出しました。我が家でもお正月には、とびの頭の手により二・三寸位の角材に竹と松を結わき一對にして丈高い門松が用意されました。

そしてお正月が終り、七日の早朝、こおり付きそうな寒い中、松かざりをはづし、すっかり片づけ、薄明るくなるまでには、家の前も掃き清められ、台所で朝の支度をして居る私の所へ終りましたと報告に来てくれました。それまでに私の方も頭が暖をとる炭火をおこし、すぐ冷え切った

体が暖められる様に少し熱めのお酒を用意して置いたものでした。
寒い中一生懸命やってくれた人と、寒い中御苦労様と思ふ心が通じ合い、お互い笑顔で心暖かなものがありました。今は生活様式も変わり、便利になった分だけ人と人との心の交流が減ってしまったこ

とを残念に思ふ此頃です。
S・K (宮元町)
■広報川越から
お便りありがとうございます。この広報川越二十二ページでは、小江戸のならわしの話を伺った、宮岡正一郎さんをご紹介します。
*ふりがなは広報室で付けました。

「スポーツ」に
まつわるお便り
募集中！
スポーツにまつわる話を募集しています(百五十程度)。採用された方には、粗品を差し上げます。

舟橋市長に提案 No.139



妊産婦健診の無料回数を増やしてください

提案要旨 (市政懇談会・平成19年11月)

公費負担による妊婦健康診査は2回でなく、回数をもっと増やしてください。

回答

市では昨年度まで、妊婦健康診査の公費負担を2回実施しておりました。今年度からは国の無料妊婦健康診査拡充の指針に基づき、妊婦健康診査の公費負担の回数を、健康な妊娠・出産を迎えるうえで最低限必要とされる5回に増やすことにいたしました。

これまでは、問診と診査・HBs抗原検査 (B型肝炎抗原検査)、希望する方へのHIV抗体検査、出産時の年齢が35歳以上の方への超音波検査などを行っていました。新しい制度では、公費負担の回数が増え、子宮頸がん検診・C型肝炎抗体検査・グルコース (血糖値) などの検査項目が新たに追加されます。

新しい健康診査の対象となるのは、4月1日以降に妊娠届出書を市に提出した方となります。

妊娠届出書を市に提出すると、母子健康手帳といっしょに、5回分の健康診査の受診票が交付されます。この受診票を委託医療機関に提出していただくと、妊婦健康診査を無料で受診することができます。

なお、ことし3月31日以前に妊娠届出書を提出し、出産を4月1日以降に迎える方は、妊娠の週数に応じて、無料で健康診査を受診することができます。該当する妊婦の皆さんにはそれぞれ、対象になる追加分の受診票をお送りいたします。

このことについては、総合保健センター母子保健担当・TEL229-4125にお尋ねください。